

成田空港の離着陸制限（カーフェュー）の弾力的運用

【2013年3月31日～2019年10月26日】

A・B滑走路

10便までの発着

弾力的運用

- ・出発空港での遅延（着陸）
- ・他空港での一時退避による遅延（着陸）
- ・玉突きによる遅延（着陸）
- ・成田への引返し（着陸）
- ・やむを得ない理由による遅延（離着陸）

離着陸制限（カーフェュー）時間帯

「緊急またはやむを得ない事態」のみ離着陸可能

（具体例）

- ・機体の安全上の異常事態
- ・急病人の発生等生命に係る異常事態
- ・捜索、救難
- ・成田空港での異常気象 など

【2019年10月27日～】

A滑走路

B滑走路

便数制限なし

弾力的運用

- ・出発空港での遅延（着陸）
- ・他空港での一時退避による遅延（着陸）
- ・玉突きによる遅延（着陸）
- ・成田への引返し（着陸）
- ・やむを得ない理由による遅延（離着陸）

弾力的運用

- ・出発空港での遅延（着陸）
- ・他空港での一時退避による遅延（着陸）
- ・玉突きによる遅延（着陸）
- ・成田への引返し（着陸）
- ・やむを得ない理由による遅延（離着陸）

離着陸制限（カーフェュー）時間帯

「緊急またはやむを得ない事態」のみ離着陸可能

（具体例）

- ・機体の安全上の異常事態
- ・急病人の発生等生命に係る異常事態
- ・捜索、救難
- ・成田空港での異常気象 など

